

## 有害化学物質の管理で事業者及び工事所が必要な措置

番号は別添 1 に準拠

事業者が必要な措置	工事所が必要な措置	施行日	備 考
1-2 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務			
<p>(1)① 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、以下の方法等で最小限度にすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 代替物等を使用する</li> <li>ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置を設置し、稼働する</li> <li>iii 作業の方法を改善する</li> <li>iv 有効な呼吸用保護具を使用する</li> </ul>	事業者の措置履行状況を確認し、必要な指導を行う。	2023.4.1	
<p>② リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることで、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として</p> <p>厚生労働大臣が定める物質(濃度基準値設定物質)は、労働者がばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準(濃度基準値)以下とすること。</p>	事業者の措置履行状況を確認し、必要な指導を行う。	2024.4.1	濃度基準値設定物質及び濃度基準値は別途通知する。
(2) 上記措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聴く機会を設		①については 2023.4.1	

<p>け、記録を作成し、3年間保存すること。 ただし、がん原性のある物質は30年間保存すること。</p>	/	<p>②については2024.4.1</p>	
<p>(3) リスクアセスメント対象物以外の物質も、労働者がばく露される程度を、(1)①i～ivの方法等で、最小限度にするように努めること。(努力義務)</p>	<p>事業者の措置履行状況を確認し、必要な指導を行う。</p>	<p>2023.4.1</p>	
<p>1-3 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止</p>			
<p>① 皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を起こす<b>おそれのあることが明らかな</b>物質を取り扱う業務に従事する労働者に対し、保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用させること。</p>	<p>事業者の措置履行状況を確認し、必要な指導を行う。</p>	<p>努力義務 2023.4.1 義務 2024.4.1</p>	
<p>② 皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を起こす<b>おそれがないことが明らかなもの以外</b>の物質を取り扱う業務に従事する労働者に対し、保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用させること。</p>	<p>事業者の措置履行状況を確認し、必要な指導を行う。</p>	<p>努力義務 2023.4.1</p>	
<p>1-4 衛生委員会の付議事項の追加</p>			
<p>衛生委員会の付議事項に、以下の①～④の事項を追加し、化学物質の自律的な管理</p>	/	<p>①については2023.4.1</p>	

<p>の実施状況の調査審議を行うこと※。</p> <p>① 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること</p> <p>② 濃度基準値の設定物質について、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること</p> <p>③ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること</p> <p>④ 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること</p> <p>※ 衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場も、労働安全衛生規則（安衛則）第23条の2に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けること。</p>	/	②～④については 2024.4.1	
---	---	----------------------	--

1-6 リスクアセスメント結果等に関する記録の作成と保存			
<p>リスクアセスメントの結果と、その結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害を防止するための措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存しなければならない。</p>	<p>事業者の措置履行状況を確認し、必要な指導を行う。（工事終了後の保存を除く）</p>	2023.4.1	
1-8 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務（健康診断等）			
<p>（1）リスクアセスメントの結果に基づき、有害物の健康影響の確認を行うときは労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じること。</p> <p>前述の濃度基準値設定物質について、濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに医師等による健康診断を実施し、健康診断結果を5年間（がん原性物質(別表4参照)については30年間）保存すること。</p>	<p>事業者の措置履行状況を確認し、必要な指導を行う。（工事終了後の保存を除く）</p>	2024.4.1	

<p>(2) がん原性物質を取り扱う業務を行わせる場合は、その業務の作業歴を記録し、その記録を 30 年間保存すること。</p>	<p>事業者の措置履行状況を確認し、必要な指導を行う。(工事終了後の保存を除く)</p>	<p>2023.4.1</p>	
<p>2-1 化学物質管理者の選任の義務</p>			
<p>リスクアセスメント対象物を取り扱う事業者は化学物質管理者を選任し、以下の職務を行わせること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ラベル・SDS 等の確認</li> <li>・ 化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理</li> <li>・ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理</li> <li>・ 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存</li> <li>・ 化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育</li> <li>・ ラベル・SDS の作成 (リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合)</li> <li>・ リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応</li> </ul>	<p>事業者の措置履行状況を確認し、必要な指導を行う。</p>	<p>2024.4.1</p>	<p>建設業における化学物質管理者は、専門的講習の修了を求められていないが、当該物質に係る作業主任者技能講習修了者等業務を適切に実施できる能力を有する者を選任するよう事業者を指導すること。</p> <p>建設現場での作業は出張作業と位置付けられるのが一般的で、出張先ごとの選任までは義務付けられていないが、現場での職務履行の観点から、現場に配置された者から選任するよう求めること。</p>

2-2 保護具着用管理責任者の選任の義務			
リスクアセスメントの結果、保護具を使用させることとした事業場は保護具着用管理責任者を選任し、有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に関わる業務を行わせること。	事業者の措置履行状況を確認し、必要な指導を行う。	2024.4.1	
3-4 化学物質を事業場内で、別容器等で保管する際の措置の強化			
のラベル表示が義務付けられている化学物質を他の容器に移し替えて保管する場合、ラベル表示等により内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければならない。	事業者の措置履行状況を確認し、必要な指導を行う。	2023.4.1	使用のための小分けは措置の対象には当たらないと思われる。
3-5 注文者が必要な必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大			
	化学物質の製造・取扱設備（化学設備、特定化学設備に加えて、SDS 等による通知の義務対象物関係設備を追加）の改造、修理等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性と有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければならない。	2023.4.1	